

# 国内外の動向及び国際的な議論の動向

平成 31 年 2 月  
平 成 3 1 年 2 月  
事 務 局

- 平成30年12月27日、内閣府「人間中心の A I 社会原則検討会議」は同名の原則案を公表。平成31年 1 月から開始されたパブリックコメント（1月15日～2月14日）を経て、同年 3 月を目処に策定予定。
- 「人間中心のAI社会原則」はAIのメリットを最大限に引き出し、人々の不安を解消するために、社会が留意すべき原則をまとめたもの。本原則案を基に、G20を含む国際的な議論を主導していく予定。本年夏頃に策定予定の「AI戦略」に盛り込まれる予定。
- 全体構成：
  1. はじめに
  2. Society 5.0の基本理念（3つの価値）
    - ① 人間の尊厳が尊重される社会（Dignity）
    - ② 多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会（Diversity & Inclusion）
    - ③ 持続性ある社会（Sustainability）
  3. Society 5.0実現に必要な社会変革「AI-Readyな社会」
    - 「何のためにAIを用いるのか」に答えられるような①人、②社会システム、③産業構造、④イノベーションシステム、⑤ガバナンスの在り方について提示
  4. AI原則
    1. AI社会原則（7原則→次頁に記載）：
      - AI-Readyな社会において、国や自治体、さらには多国間の枠組みで留意すべき原則
    2. AI開発利用原則：
      - AIの研究開発と社会実装に従事する開発・事業者側が留意すべき原則
      - オープンな議論を通じて国際的なコンセンサスを醸成し、非規制的で非拘束的な枠組として国際的に共有する必要（総務省をはじめ、各国等で検討が行われていることから、具体的な原則の内容に言及せず）
  5. おわりに

## 社会がAIを受け入れ適正に利用するため、社会が留意すべき基本原則（7原則）

原則	説明
人間中心の原則	AIは、人間の労働の一部を代替するのみならず、高度な道具として人間の仕事を補助することにより、人間の能力や創造性を拡大することができる等
教育・リテラシーの原則	人々の格差やAI弱者を生み出さないために、幼児教育や初等中等教育において幅広く機会が提供されるほか、社会人や高齢者の学び直しの機会の提供が求められる等
プライバシー確保の原則	パーソナルデータを利用したAI、及びそのAIを活用したサービス・ソリューションは、政府における利用を含め、個人の自由、尊厳、平等が侵害されないようにすべきである等
セキュリティ確保の原則	社会は、AIの利用におけるリスクの正しい評価や、リスクを低減するための研究等、AIに関わる層の厚い研究開発を推進し、サイバーセキュリティの確保を含むリスク管理のための取組を進めなければならない等
公正競争確保の原則	特定の国にAIに関する資源が集中することにより、その支配的な地位を利用した不当なデータの収集や主権の侵害が行われる社会であってはならない等
公平性、説明責任、及び透明性（FAT）の原則	AIの設計思想の下において、人々がその人種、性別、国籍、年齢、政治的信念、宗教等の多様なバックグラウンドを理由に不当な差別をされることなく、全ての人々が公平に扱われなければならない等
イノベーションの原則	Society 5.0を実現し、AIの発展によって、人も併せて進化していくような継続的なイノベーションを目指すため、国境や産学官民、人種、性別、国籍、年齢、政治的信念、宗教等の垣根を越えて、幅広い知識、視点、発想等に基づき、人材・研究の両面から、徹底的な国際化・多様化と産学官民連携を推進するべきである等

## 米・Public Voice「Universal Guideline for AI」公表

【2018年（平成30年）10月23日】

- 10月23日、米・電子プライバシー情報センター（EPIC）により設立された団体Public Voiceが、平成30年10月23日、「Universal Guideline for AI」を公表。
- **AIの設計や利活用の改善を目的として以下12原則**を提案：(1)透明性の権利、(2)自己決定権利、(3)(AIを使っていること)の周知義務、(4)公平性義務、(5)評価とアカウントビリティ義務（評価してリリース、リリース後は責任を負うべき）、(6)正確性、信頼性、妥当性義務、(7)データ品質義務、(8)公共安全性義務、(9)サイバーセキュリティ義務、(10)秘密裏に行われるプロファイリングの禁止、(11)（政府等による）単一のスコアリングの禁止、(12)システム停止できる義務
- AIシステムの主な責任は、同システムに資金を供給し、開発し、そして展開する機関にあるべきと言及。

## 欧州委員会AIハイレベル専門家グループ「信頼できるAIのための倫理ガイドライン案」【2018年（平成30年）12月18日】

- 欧州委員会より2018年6月に選定された52名のメンバーによる**AIハイレベル専門家グループ(HLEG)**が、「**信頼できるAI (Trustworthy AI) のための倫理ガイドライン案**」を公表。
- **5つの原則** (Do Good, Do no Harm, Preserve Human Agency, Be fair, Operate transparently) に加え、同原則を踏まえた**10の要求** (Accountability, Data Governance, Design for all, Governance of AI Autonomy (Human oversight), Non-Discrimination, Respect for (& Enhancement of) Human Autonomy, Respect for Privacy, Robustness, Safety, Transparency) 、および、それらの実現（運用）を評価する方法を記載。
- 同ガイドラインは、**非拘束的なものとして**、AIを開発・利用する全ての関連するステークホルダを対象としており、**本ガイドライン**をステークホルダが**自発的に承認するメカニズム**が（本ガイドラインの）最終版において提案される予定。
- 同ガイドラインは、産官学に加え消費者団体や労働組合、市民団体等、EU内外の複数のステークホルダーを含む**AIに関するアライアンス「European AI Alliance」**の下、2019年3月策定される予定。

### MIT AI政策会合 【2019年（平成31年）1月15日】

- MITが本年秋からAIに関する新学部（Stephen A. Schwarzman College of Computing）を創設することを踏まえ、AIに関するカンファレンスを開催。
- 当日の議題は①Transportation & Safety, Manufacturing & Labor、②How AI is Changing Healthcare、③Criminal Justice & Fairness, National Security & Defense、④International Consensus & Capacity-Building, Toward the Governance of AI Systemsの4点。
- 本推進会議議長の東大・須藤教授が上記④のパネルディスカッションに登壇。「人間中心のAI社会原則検討会議」での検討状況（特に教育・リテラシーの原則）等について紹介。

## OECD AIに関する専門家会合【2018年（平成30年）9月～】

- 経済協力開発機構（OECD）は、A Iに関する専門家会合（AIGO: AI expert Group at the OECD）を設置。**2019年のA Iに関する理事会勧告策定を視野に入れ、A Iの信頼構築と社会実装を促すための原則（To Foster Trust in and adoption of AI）の絞込み等を行う。**
- AIGOはOECDの加盟国から派遣された産学民官の専門家等で構成。日本からは東大・須藤教授、中大・平野教授が参加。
- 原則の内容については、第3回会合時点において、前書き（preamble）に加え、i) 一般原則、ii) 政策担当者向けの原則、の二段階構成を検討。
- 今後、第4回会合（2019年2月）にてOECD原則案を取りまとめ、その後開催されるCDEPにて報告、審議される予定。